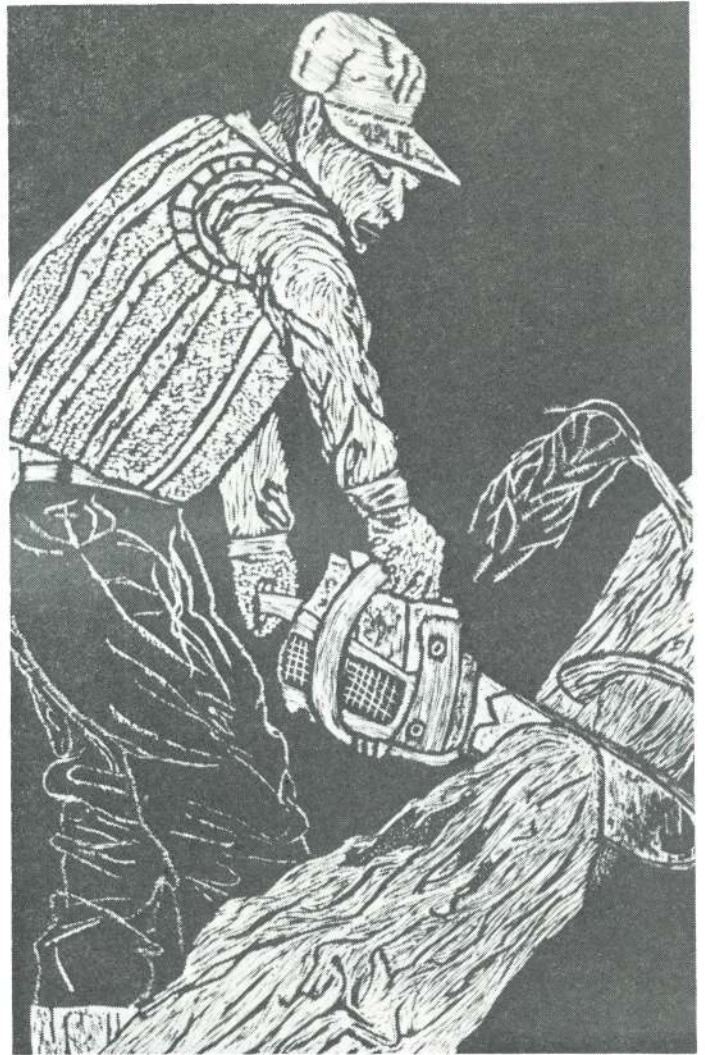


昭和56年3月10日号

ちばやあかさか

第104号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081 編集 観光課2-1447

▷人の動き◁
世帯数および人口
(昭和56年2月末日現在)
世帯数 1.843戸
人口 7.506人
男 3.658人
女 3.848人



〔今月号の内容〕

- ◆ 議会の動き 2頁
- ◆ 村議会議員一般選挙の投票日4月19日(日) 2頁
- ◆ 大阪府男子警察官募集 3頁
- ◆ 春の交通安全運動 4頁
- ◆ 所得税の確定申告(村府民税の申告は三月十六日までです) 4頁
- ◆ 定例赤ちゃん会 5頁
- ◆ 三種混合予防接種実施 5頁
- ◆ 狂犬病予防注射の実施 5頁
- ◆ 善意銀行 5頁
- ◆ 第四回農業文化祭盛大に開かれる 6頁
- ◆ 国保シリーズ 6頁
- ◆ 野山の神仏⑦ 7頁
- ◆ 千早赤阪村軟式野球大会参加チーム募集 8頁
- ◆ ごはん料理その5 8頁

(㊥上) 画題

チェーンソーで木を切る人
多聞小学校 4年 上田 訓士
(木版)

(㊥上) 画題

チェーンソーで木を切る人
多聞小学校 6年 田中 彰
(木版)

議会の動き

昭和五十五年第四回千早赤阪村議会定例会は、十二月十二日招集され会期十二日間をもって開催し昭和五十四年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定を始め全部で十三案件が提案上程されました。

▽第四十一号議案（原案認定）

昭和五十四年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について
（歳入合計 十二億六、六二四万一千円、歳出合計 十二億三、一七三万六千円、差引 三、四五〇万五千円は翌年度へ繰越しました。）

▽第四十二号議案（原案認定）

昭和五十四年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（歳入合計 二億一、五二五万五千円、歳出合計 一億九、七七四万七千円、差引 一、七五〇万八千円は翌年度へ繰り越しました。）

▽第四十三号議案（原案認定）

昭和五十四年度千早赤阪村国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
（歳入合計 四、五三一萬五千円、歳出合計 四、一九八万七千円、差引 三、三二二万八千円は翌年度へ繰り越しました。）

▽第四十四号議案（原案認定）

昭和五十四年度千早赤阪村普通索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
（歳入合計 八、一八七万七千円、歳出合計 七、八一二万二千円、差引 三、七五万六千円の黒字です。これと累積赤字 一億一、六四四万三

千円に繰上げ充て金一、〇九一万円を充当すると累積赤字の合計は一億一、七七七万七千円に減少しました。

▽第四十五号議案（原案認定）

昭和五十四年度千早赤阪村水道事業会計歳入歳出決算認定について
（収益的収支の場合、総収益七、四四八万二千円、総費用 七、一三三万三千円、差引 三、一四万九千円を翌年度へ繰り越しました。資本的収支の場合、総収入五、三八八千円、総支出 一、六四一、五五五千円、差引 一、〇二二万七千円の収入不足となりました。この不足分については当年度損益勘定留保資金八二〇万円、減価償立金処分金二九二万七千円で補てんしました。）

▽第四十六号議案（即日原案可決）

一般職の職員（給与に関する条例の改正について）
（人事院勧告に基づき国家公務員の給与改正に準じて地方公務員の一般職の給与も改正する条例です。改定率は一般行政職、教育職とも四・四二%です。）

▽第四十七号議案（即日原案可決）

千早赤阪村高齢職員の退職者に関する優遇措置条例の制定について
（一般行政職員については、五十六歳、単純労働職員については六十三歳に達した高齢職員の退職者に対して優遇措置を致すものです。）

▽第四十八号議案（即日原案可決）

昭和五十五年千早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算について
（歳入歳出それぞれ四、九四一、六六千円を追加し、歳入歳出総額は十二億七、五六一万二千円となります。）

▽第四十九号議案（即日原案可決）

昭和五十五年千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算について
（事業勘定の歳入歳出総額にそれぞれ八、六九千円を追加し、歳入歳出総額は二億二、九一二万一千円、直営診療施設勘定の歳入歳出総額にそれぞれ二、四六万四千円を追加し、歳入歳出総額は四、九七六万円となります。）

▽第五十号議案（即日原案可決）

昭和五十五年千早赤阪村普通索道事業会計歳入歳出補正予算について
（歳入歳出それぞれ一、八〇万八千円を追加し、歳入歳出総額は七、一〇〇万二千円となります。）

▽第五十一号議案（即日原案可決）

昭和五十五年千早赤阪村水道事業会計歳入歳出補正予算について
（収入支出それぞれ一、〇一、四四万四千円を追加し、収益的収支総額は九、一〇一、四四万四千円となります。）

▽第五十二号議案（即日原案可決）

昭和五十五年衛生の農地及び農業用施設災害復旧事業施行について
「同和对策協議会の早期再開による国会付帯決議具体化と同和对策事業特別措置法の民主的改正と延長に関する請願について」委員長報告。

▽第一号請願（不採択）

「同和对策協議会の早期再開による国会付帯決議具体化と同和对策事業特別措置法の民主的改正と延長に関する請願について」委員長報告。

村議会議員一般選挙の投票日は4月19日（日）

事項及び内容	日 時 及 び 場 所
1. 選挙期日(投票日)	4月19日(日)午前7時～午後6時迄
2. 同 告 示 日	4月12日(日)
3. 立 候 補 届 出 日	4月12日(日)、13日(月)午前8時30分～午後5時迄
4. 開 票 日(選挙会合同)	4月20日(月)午前8時から役場庁舎別館
5. 立候補予定者説明会	3月20日(金)午後1時30分から 自然休養村センター1階会議室
6. 不在者投票日時及び場所	4月12日(日)～4月18日(土)午前8時30分～ 午後5時迄、役場事務局室(2階)
7. 立候補届出書類予備審査	4月7日(火)～4月9日(木) 午前9時～午後5時15分迄
8. 選挙人名簿登録基準日	4月11日(土)
9. 選挙人名簿登録日	4月12日(日)
10. 選挙人名簿縦覧期間及び縦覧場所	4月12日(日)、13日(月)午前8時30分～午後5時 役場事務局室(2階)
11. 新 成 人 登 録 者	昭和35年9月3日～昭和36年4月20日迄の出生者
12. 転 入 登 録 者	昭和55年6月2日～昭和56年1月11日迄の転入者

一、千早赤阪村議会議員一般選挙主要日程について

主要日程については二月号で住民の皆様方にお知らせしておりますが、今回も再度確認の意味で一覽表にしましたので、ご覧ください。よろしく願ひ申し上げます。

二、不在者投票の手続等について

不在者投票については二月号の広報にものせておりますので多少ご理解いただけたかと

思います。
今回はもう少し手続について申し上げます。
日時は四月十二日(日)～四月十八日(土)までの間で、時間は午前八時三十分～午後五時の間であればいつでもできます。

手続については、次頁の様式(一)の宣誓書・請求書(一枚のもの)に不在者投票事由をできるだけ詳しく書いていただき、そのあと請求者の住所・生年月日・職業・氏名を書いて認印を押していただくだけです。一応例題をのせておきますので参考にしてください。
又、不在者投票指定病院で不在者投票については、二月号を参照していただきたいと思います。

投票所及び所在地一覧表

投票区	投票所施設名	所在地	該 当 地 区
第1投票区	千早赤阪村役場	水分180番地	(水分・森屋・東阪)の一部
第2投票区	水分公民館	" 108番地	水分(北・南)川野辺・二河原辺
第3投票区	森屋公民館	森屋372番地	森屋(第1投票区の該当以外)の地区全部
第4投票区	桐山金泉寺	桐山499番地	桐 山
第5投票区	千早幼稚園	中津原106番地	吉年・中津原・東阪及び小吹の⑤⑥組の一部
第6投票区	千早老人憩いの家	千早240番地の2	千 早
第7投票区	小吹台小学校(体育館)	小吹68番地の780	小吹台地区・小吹の⑦⑧⑨⑩の4組と⑥組の残り

様式(一) 宣誓書・請求書

私は、次の事由によって、昭和56年4月19日執行の千早赤阪村議会議員一般選挙の当日、自ら投票所に行つて投票することができない見込みであります。

不在者投票事由

昭和56年4月19日 午前 時 分から昭和56年4月20日 午前 時まで

初歌み だつ 西村 白坂町自派温泉 更において

衆議院議員選挙権を行使するに当たって、投票所(不在者)のなる歩行が著しく困難であると認めるに当たって

(注) 上記の不在者投票事由については、できるだけ詳しく書いて下さい。

上記の事由は事実と相違ないと宣誓し、もつて不在者投票用紙等を請求します。

昭和56年4月17日

氏 名 千早赤阪村大字永分180 幸島

住所 投票所と同じ

生 年 月 日 昭和・大正・明治・大正・昭和・平成

職 業 (候補者の衆議院議員)

氏 名 甲 野 太 郎

事由別	1・2・3・4・5	各投票所	一	立会人氏名	
請求の方式	前・郵・本・代	性別	男・女	投票区	
交付の方式	前・郵	投票及び交付された月日時刻		月 日 時 分	

昭和56年3月10日

村民各位殿

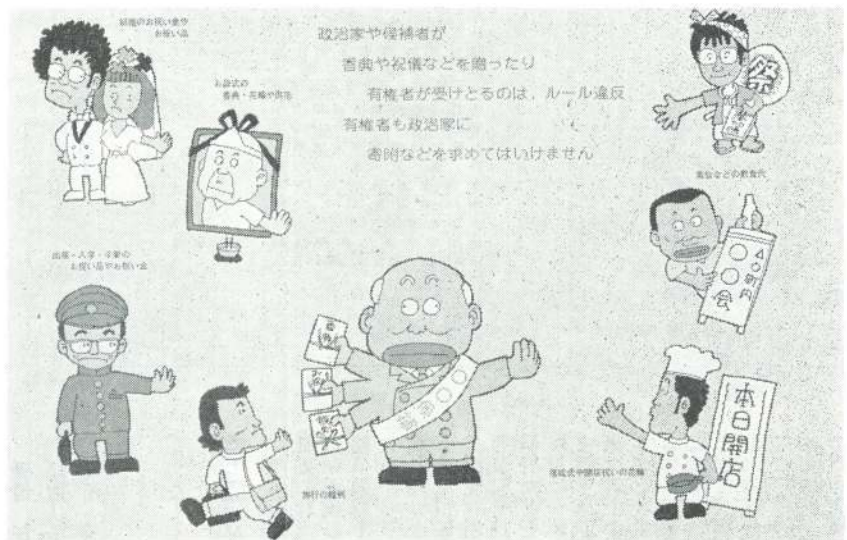
千早赤阪村選挙管理委員会
村議会議員一般選挙立候補予定者の
説明会開催のお知らせ

昭和56年4月19日執行予定の千早赤阪村議会議員一般選挙について、次のように立候補予定者の方に立候補手続選挙費用、その他立候補についての説明会を開催致しますから、立候補予定関係の方はぜひご出席くださいますようお願い致します。

日時 昭和56年3月20日(金)
午後1時30分開始

場所 千早赤阪村自然休養村センター
会議室

説明係官 大阪府選挙事務局及び南河内支局係官・富田林警察署係官
河南郵便局係官・村選管職員



「第5投票区管内の
有権者のみなさんへ」

千早赤阪村選挙管理委員会

4月19日に執行されます
村議会選の投票所の変更について

当初、千早公民館(東阪188番地)で投票事務を行う予定でありましたが、この度千早公民館が廃止されることになりました。よって、当委員会としてはそれに代るものとして千早幼稚園(中津原106番地)を借用して行いたいと思っています。有権者には大変ご不便をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

募集人員 約70人

受付期間 4月1日(木)～4月15日(木)

試験日 4月26日(日)

試験会場 自動車運転免許試験場

(京阪電車「古川橋駅下車」南へ徒歩約15分)

受験資格 昭和28年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた男子で、大学・短大・高校等を既に卒業している者
日本国籍を有しかつ地方公務員法第16条の各号に該当しない者

給与 (昭和56年4月採用者の場合税込み)

大学卒 約130,947円 短大卒 約119,350円
高校卒 約110,759円

○このほか、それぞれの条件によって諸手当が支給されます

○卒業後に経歴のある方はその経歴に応じて増額されます。

問合せ先 近くの警察署・派出所(駐在)所

大阪府警察本部 警務課採用係

〒540 大阪市東区大手前之町9番地

電話(代表)大阪(06)―943―1234 内線2201・2174

(直通)大阪(06)―942―3140

大阪府男子警察官募集

(昭和56年度第1回)

生きがいのある人生との出逢い

新しい交通違反点数および反則金一覧表

交通違反の種類	点	反則金の額(千円)			
		大型	普通	二輪	原付
酒酔い運転	15				
麻薬等運転	15				
共同危険行為等禁止違反	15				
無免許運転	12				
大型自動車等無資格運転	12				
仮免許運転	12				
酒気帯び運転	6				
過労運転	6				
無車検運行	6				
無保険運行	6				
速度超過					
50km以上	12				
25km以上50km未満	6				
20km以上25km未満	2	7	15	10	8
15km以上20km未満	1	7	10	8	6
15km未満	1	7	8	6	5
警察官現場指示違反	2				
警察官通行禁止制限違反	2				
信号無視					
赤色等点滅	2	7	8	6	5
通行禁止違反	2	7	6	5	4
歩行者用道路徐行違反	2	7	6	5	4
通行区分違反	2	7	6	5	4
歩行者側方安全間隔不保持等	2	7	6	5	4
急ブレーキ禁止違反	2	7	6	5	4
法定横断等禁止違反	2	7	6	5	4
追越し違反	2	7	8	6	5
路面電車後方不停止	2	7	6	5	4
踏切不停止等	2	7	8	6	5
しゅ断踏切立入り	2	7	10	8	6
優先道路通行妨害等	2	7	6	5	4
交差点安全進行義務違反	2	7	8	6	5
横断歩行者等妨害等	2	7	8	6	5
徐行場所違反	2	7	6	5	4
指定場所一時不停止等	2	7	6	5	4
積載物重量制限超過					
10割以上	2	7	10	8	6
5割以上10割未満	2	7	8	6	5
5割未満	1	7	6	5	4
制動装置等	2	7	8	6	5
足燈等	2	7	6	5	4
安全運転義務違反	2	7	8	6	5
幼児等通行妨害	2	7	6	5	4
安全地帯通行違反	2	7	6	5	4
高速自動車国道等設置命令違反	2				
本線車道横断等禁止違反	2	7	8	6	5
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	7	8	6	5
免許条件違反	2	7	6	5	4
保管場所違反	2				
道路使用長時間駐車	1				
混雑緩和措置命令違反	1				
通行許可条件違反	1	7	4	3	3

交通違反の種類	点	反則金の額(千円)			
		大型	普通	二輪	原付
通行帯違反	1	7	5	4	3
路線バス等優先通行帯違反	1	7	5	4	3
軌道敷内違反	1	7	4	3	2
道路外出入右折方法違反	1	7	4	3	2
道路外出入左折方法違反	1	7	5	4	3
指定横断等禁止違反	1	7	5	4	3
車間距離不保持	1	7	5	4	3
道路変更禁止違反	1	7	5	4	3
追い付かれた車両の義務違反	1	7	5	4	3
乗合自動車発進妨害	1	7	5	4	3
割込み等	1	7	5	4	3
交差点右左折方法違反	1	7	4	3	2
交差点右左折等合図車妨害	1	7	5	4	3
指定通行区分違反	1	7	5	4	3
交差点優先車妨害	1	7	5	4	3
緊急車妨害等	1	7	5	4	3
駐停車違反	1	7	6	5	3
交差点等進入禁止違反	1	7	5	4	3
無灯火	1	7	5	4	3
減光等義務違反	1	7	5	4	3
合図不履行	1	7	5	4	3
合図制限違反	1	7	5	4	3
警告器吹鳴義務違反	1	7	5	4	3
乗車積載方法違反	1	7	5	4	3
定員外乗車	1	7	5	4	3
積載物大さき制限超過	1	7	6	5	4
積載方法制限超過	1	7	6	5	4
制限外許可条件違反	1	7	4	3	2
けん引違反	1	7	5	4	3
原付けん引違反	1	7			2
転落等防止措置義務違反	1	7	5	4	3
安全不確認ドア開放等	1	7	5	4	3
停止措置義務違反	1	7	5	4	3
初心運転者等保護義務違反	1	7	5	4	3
初心運転者遵守事項違反	1	7			3
乗車用ヘルメット着用義務違反	1	7			4
自動二輪車乗車方法違反	1	7			4
最低速度違反	1	7	5	4	4
本線車道通行車妨害	1	7	5	4	4
本線車道緊急車妨害	1	7	5	4	4
本線車道出入方法違反	1	7	4	3	3
故障車両表示義務違反	1	7	5	4	4
仮免許練習標識表示義務違反	1	7	5	4	4
泥はね運転			5	4	3
公安委員会遵守事項違反			5	4	3
警告器使用制限違反			2	2	2
運行記録計不備			4	3	2
免許証不携帯			2	2	2

春の交通安全運動

4月6日～15日まで

「安全運転五則」を守ろう
ハンドルをにぎったら次のことを守って交通事故を防ぎましょう。

①安全速度を必ず守る

制限速度は必ず守りましょう。
また、交通の状況に応じてスピードを落とした安全運転を励行しましょう。

②カーブの手前ではスピードを落とし、スピードを出し過ぎていると

④一時停止で横断歩行者の安全を守る
歩行者事故の約七割は道路横断中です。横断歩行者を見かけたときは一時停止して歩行者の

③交差点では必ず安全を確かめる

交通事故の約七割は交差点や交差点付近で起っています。まずスピードを落として安全を確かめましょう。

カーブ地点ではスリップなどを起こし、ハンドルを取られるため思わぬ事故になります。

安全を守りましょう。

⑤飲酒運転は絶対にしない

飲酒運転は重大事故につながります。車を運転するときは飲んだり、飲ませたりすることは絶対にやめましょう。

違反点数(道路交通法施行令)が昭和五十六年一月一日からかわりました。

交通三悪の違反点数引上げ

昭和五十五年中の交通死亡事故の原因をみると、スピードの出し過ぎ、飲酒運転、無免許運転のいわゆる交通三悪が大半を占めています。今日の「くるま社会」において自動車利用者は他人に危険や迷惑を与えない思いやりのある運転が必要で、

国土法推進強化月間

今年から、日本の国土を大切に有効に利用するため国土利用計画法を強化し、土地の買い占めや地価の暴騰で国土利用の混乱を防ぐため、三月を「国土法推進強化月間」と決めました。

土地取引のまねに

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。千早赤阪村では、「一万平方メートル以上の土地の取引をしようとするときは、契約を結ぶ六週間前までに知事あての届出書を役場へ届けなければなりません。また、届出をして取得した土地が、三年たっても利用されない場合は、「遊休土地」に指定され、知事によりその土地の積極利用のための助言や勧告が行われます。届出をしないで、土地取引をす

ると法律で罰せられ、税法上の特典がうけられなくなります。

君に輝やく未来を

陸海空自衛官募集

安定した待遇と 楽しい生活

身分：特別職国家公務員
給与：防衛庁職員給与法により支給

進学給

進学：大学・高校夜間進学可
技術：諸国家免許取得
受給：常時採用を受付ています
応募資格：採用予定月の一日現在十八才以上二十五年未満の日本国籍を有する者

受験を希望する方、または内容を詳しく知りたい方は左記へご連絡ください。

河内長野市本町25-19(駅前)
自衛隊大阪地方連絡部
河内長野募集事務所
電話〇七二一・一五四・一五四四

所得税の確定申告

村府民税の申告は

3月16日までに

昭和五十五年分の所得税及び住民税(村府民税)の申告の期限は三月十六日(月曜日)までですが、もうお済みでしょうか。また、申告されていない人は、早急に申告してくださいようお願いします。

村府民税の申告書は、二月上旬に、申告が必要と思われる人へ送付致しましたが、届かない人や、申告の書き方がわからない人は役場税務課村府民税係までお問合せください。(確定申告を税務署へ提出された方は村府民税の申告はいりません)

三種混合(シフテリア・破傷風・百日咳)予防接種実施について

※対象者 (第一期) 生後24カ月～48カ月未満の者で3～8週間隔をおいて3回接種
(第二期) 第一期完了後12カ月～18カ月の間に1回接種できるだけの48カ月までに第1期及び第2期を受けてください。但し、第1期を二種混合(シフテリア・破傷風)で完了された人については第2期

(第一期完了後12カ月以上経過し生後72カ月までの人)も、二種混合で実施いたします。

※注意事項
(1) 当日体温を測定してきて下さい
(2) 会場での問診票は責任をもって記入してください
(3) 母子手帳・印かん筆記用具を持参してください

日	時 間		場 所
	2回目	3回目	
3月 23日 (月)	4月 13日 (月)	午後 1時10分～1時30分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
		1時40分～2時	水分(神社下共同貯蔵庫前)
		2時10分～2時30分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
		2時40分～3時	桐山(金泉寺下)
		3時10分～3時30分	森屋消防倉庫前
		3時40分～4時	森屋防除組合前
3月 25日 (水)	4月 15日 (水)	午後 1時10分～1時40分	役場庁舎前
		1時50分～2時15分	吉年(郵便局下)
		2時20分～2時40分	下東阪集会所前
		2時45分～3時	上東阪(伏井林吉氏宅上)
		3時10分～3時30分	千早(旧金剛バス庫前)
3月 26日 (木)	4月 16日 (木)	午後 1時15分～1時40分	小吹集会所前
		1時45分～2時10分	中津原集会所前
		2時40分～4時	小吹台連絡所

受けられない人

(1) 37度以上熱のある人。慢性的皮膚病・湿疹のある人。(2) 現在病気で医師にかかっている人や一年以内にけいれん・ひきつけをおこした人。(3) 一カ月以内にしか・BCGの予防接種を受けた人や、その他の予防接種を二週間以内に受けた人。

善意銀行への預託

このたび暖かい愛情のこもる預託をいただきました。

一金六五、七〇〇円也

吹田市豊津町 柳キヤパン 殿

一金八〇、〇〇〇円也

水分 赤阪農協 婦人部 殿

一金一〇〇、〇〇〇円也

吉年 井本 斎 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いたします。お預り致しました善意は目的に最大の効果があらりますよう活用させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会

昭和56年度飼犬登録並びに第一回(春期)狂犬病の予防注射を実施

昭和五十六年度飼犬登録並びに第一回(春期)狂犬病の予防注射を次のとおり実施致します。その場での実施に必ずお受けください。なお、犬の首輪に登録鑑札と注射済票をつけて、つないで飼ってください。

登録手数料 二、〇〇〇円
注射手数料 一、三〇〇円
注射済票交付手数料 三、〇〇〇円
合計 三、六〇〇円

昭和56年度 第1回狂犬病予防注射日程表

月 日	時 間	場 所
4月 2日 (木)	午前9時30分～9時50分	桐山(金泉寺下)
	10時～10時20分	赤阪農協前
	10時30分～10時50分	川野辺集会所前
	11時～11時20分	建水分神社下
	11時30分～正午	二河原辺(山本庄三氏宅前)
雨天の場合 4月 6日	午後1時～1時20分	森屋消防倉庫前
	1時30分～2時20分	西楽寺前
	2時30分～3時	役場庁舎前
	午前9時30分～9時50分	小吹集会所前
	10時～10時20分	中津原集会所前
4月 3日 (金)	10時30分～10時50分	多聞橋前
	11時～11時20分	吉年集会所前
	11時30分～正午	千早農協前
	午後1時10分～1時30分	上東阪(伏井林吉氏宅上)
	1時40分～2時40分	千早農協奥千早出張所前
雨天の場合 4月 7日	3時～4時	千早農協小吹出張所前

心配ごと相談日

千早赤阪村心配ごと相談所の相談日は毎週木曜日(祝日を除く)に行なっております。どんなことで

も相談にのじますから、お気軽におこしください。(秘密厳守)
時間 午後一時～三時
場所 役場庁舎第二別館(診療所二階)

一定例赤ちゃん会開催

赤ちゃんについての育児、健康相談等下記の日程どおり実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。

なお、3才児になられた方は3才児健康診査を富田林保健所で、毎月第一第三金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行なっておりますので、受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

日 程 表

月 日	時 間	場 所
4月 6日 (月)	午後1時10分～1時40分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
	1時50分～2時20分	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	2時30分～2時50分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	3時～3時20分	桐山(金泉寺下)
	午後1時10分～1時40分	森屋消防倉庫前
4月 7日 (火)	1時45分～2時15分	森屋防除組合前
	2時20分～2時50分	役場庁舎前
	3時～3時30分	吉年(郵便局下)
	午後1時10分～1時40分	小吹集会所前
	1時45分～2時15分	中津原集会所前
4月 8日 (水)	2時20分～2時50分	下東阪集会所前
	2時55分～3時15分	上東阪(伏井林吉氏宅上)
	3時20分～3時40分	千早(旧金剛バス庫前)
	午後1時30分～4時	小吹台集会所

あきらめず
もう一度

さがしてみませんか

住民のみなさんで家出人や行くえ不明者を捜す人達に対して相談所を次のとおり開設します。

1 相談所の設置場所および名称
大阪市天王寺区元町十七番地
四天王寺境内亀の池前
「身元を捜す相談所」

2 設置の期間

三月十八日(水)～二十四日(火)まで
毎日午前九時～午後六時まで

3 その他

この相談所設置日以外でも大阪府警察本部鑑識課または警察相談をご利用ください。

執務時間は、毎日午前九時から午後五時三十分までの間(日曜日祝日を除く土曜日は午前中)

「第四回農業文化祭盛大に開かれる」

去る二月七日、八日の二日間、自然休養村管理センターで開かれた第四回農業文化祭は盛況のうちに幕を閉じました。農産物品評会には昨年冷夏にもかかわらず一七三点、生活改善工夫展には六二点の多数が出品され、二月七日に府農林技術センターと南河内地区農業改良普及所により審査が行われました。その結果、夏から秋にかけて行われたそ菜の立毛の品評会と合わせ次の方々の入賞が決まりました。

特 別 賞	氏 名	出 品 区 分
大 阪 府 知 事 賞	武部 實信	み か ん
千 早 赤 阪 村 長 賞	達石 勇	そ菜立毛(ハウスキュウリ)
千 早 赤 阪 村 議 会 議 長 賞	井上 君代	生活改善工夫
大 阪 府 農 業 会 議 会 長 賞	井ノ本竹弘	そ菜(しいたけ)
千 早 赤 阪 村 農 業 委 員 会 長 賞	辻野 登	＃ (白菜)
大 阪 府 農 業 協 同 組 合 中 央 会 長 賞	東條ヒロ子	生活改善工夫
大 阪 府 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会 長 賞	植野 亨	み か ん
大 阪 府 経 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会 長 賞	高塚寿男	そ菜(キャベツ)
大 阪 府 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会 長 賞	奥田 君子	生活改善工夫
大 阪 府 果 樹 振 興 会 長 賞	武部 義一	み か ん
南 河 内 地 区 果 樹 振 興 会 長 賞	山口昭次	＃
千 早 赤 阪 村 果 樹 振 興 会 長 賞	内田 治一	＃
千 早 赤 阪 村 農 業 共 済 組 合 長 賞	松原 宏	＃
赤 阪 農 業 協 同 組 合 長 賞	東條 昇	そ菜立毛(里イモ)
千 早 農 業 協 同 組 合 長 賞	谷 幸雄	＃ (キュウリ)
優 秀 賞	13名	
優 良 賞	24名	



の試食会赤阪農協のポン菓子、無料進呈があり好評でした。又、赤阪農協婦人部による不用品の即売の売上金は村善意銀行に預託されました。午後の表彰式に引き続き行われた品評会出品物の即売には、待ちかねた人が殺到し野菜はすぐに売切れる程でした。そして最後の抽せん会では多くの人が抽せん台の回りをとり囲みました。

より表彰される

武部義一さん 農林水産大臣

大阪府果樹振興会主催による農林水産祭参加、第十七回大阪府果樹(柑橘立木)品評会において審査の結果当村では成績が非常に優れていた次の四人の方が入賞されました。

- 農林水産大臣賞 武部 義一氏 森屋九一九一
- 優秀賞 武部 実信氏 森屋九三三
- 優良賞 川口 義一氏 森屋四四三
- 優良賞 仲野 成一氏 水分六七一四

事務所移転のお知らせ

昨年七月より改築中の天王寺社会保険事務所がこのたび完成のはこびとなりました。つきましては次のとおり移転を行ない業務を開始いたしますのでお知らせします
所在地 大阪市天王寺区慈田院町七番六号 五五四三
移転日 昭和五十六年三月十二日(木)から十四日(土)まで
業務開始日 昭和五十六年三月十六日(月)から
電話番号 〇六・七二・七五三三
(代)天王寺社会保険事務所

国保シリーズ

⑬

国民健康保険という事業は皆さんに納めていただく保険料と国や府の補助金、負担金や村の繰入金などによって運営されています。皆さんの国保が健全に発展し、医療保険制度を通して社会保障制度が維持されていくには、保険料納入は皆さんに課せられた義務だといえます。

保険料は健康保険の相互扶助というたてまえから公平に負担するために、世帯の生活能力やその世帯に属する家族(被保険者)の数に応じて賦課されます。

保険料の賦課方法

保険料は所得割・資産割・均等割・平等割の四つの方法によって算出され、その割合も所得割三五％、資産割一五％、均等割三五％、平等割一五％と決まっております。

①所得割：前年の総所得金額(山林所得および分離課税所得も含む)をたし、退職所得を除くから割増給与所得控除額、基礎控除額を控除した後の額を基礎として賦課します。

事業を運営していくための大切な財源ですから、毎月末までに必ず納めていただくようにご協力をお願いいたします。

国民年金の保険料は四月から四五〇〇円に変わります

国民年金の保険料が現在一ヶ月三七〇円ですが四月から四五〇〇円に改正されます。国民年金は歳をとったとき、また病気やケガのため障害者になったり、夫をなくして母子家庭になったときなどに年金を支給して生活の安定を図ることを目的としています。

将来のより安定した生活を保障するために、国民年金は制度の発足以来年次を追って改正を行ない大幅に年金額が引き上げられてきました。たとえば十年間保険料を納めてすでに老齢年金を受けておられる方が、村内に五〇〇人程おられ支給総額が一億三千万円にもなっております。この方々の三十九年満足時に決められていた老齢年金額は、九・六〇〇円であったものが現在二八・六〇〇円と実に三・三倍以上に引き上げられています。

野山の神仏

⑦

—先祖のころをたずねて—

—常念寺の観音さん—(森屋)

〈杜屋荘〉

杜屋荘

五間堂草屋一間(軒)
地 壱町五条杜屋里廿四坪百六十歩
元慶七年(八八三年)勘造の観
心寺勘録縁起資料帳には、同寺の
庄園十四処のうち前記杜屋荘の
記録があります。文中「屋」とは出先里の事務
所のこと、「五条杜屋里……」は
古代口分田班給のため、耕地に設
けられた土地区画制度である「条
理制」と、「条理制集落(五十戸
を以て一里とする)」をしめすも
のであります。

〈森屋・杜屋

森谷・守屋〉

以上の様に「森屋地区」は、中
世文書には「杜屋」と記されてい
ますが、その他にも次の文字があ
てられているものがあります。
自然休養村管理センターの東南
部に、明治四十年頃建水分神社に

【森谷神社跡】

合祀された「村社跡」の石碑が残さ
れています。この一帯が建速須佐
之男命をおまつりされていた「森
谷神社」跡です。次に森屋四一二番地の天理教布
教所には「天理教守屋分教会」と
記され、この「守屋」は物部守屋
に起因するといわれています。
物部氏は蘇我氏と共に建国当初
から河内地方に繁栄した大氏族で
あります。ところで蘇我氏の始祖は、蘇我
石川と称される様にその據点は河
南地方に対し、物部氏は河南地方はまれで中河内地方であったとい
われます。
しかし河南町平石に鎮座する磐
船神社一帯が、饒速日命が降臨さ
れたところであるとの説がありま
す。命の子孫が即ち物部氏で、又
西隣りの富田林市佐備が物部氏の
子孫佐比(備)連の住所地であつ
たことから、森屋地区がその勢力
下にあったとも考えられます。

〈常念寺〉

この様に古代より繁栄した森屋
地区には、淨瑠璃寺・西方寺・西
楽寺・曼陀羅院・浄心庵・浄慶庵
等多くの寺院がありました。
中でも石川三十三番観音第十五
番札所として巡錫
の絶えなかった常
念寺について述べ
てみましょう。南河内郡東部教
育会編「郷土史の
研究」には「今よ
り(大正十五年)
七九七年前聖慮大
師の創建」と記さ
れています。常
念寺は明治元年火災にかゝり古記
録がすべて焼失してしまいました
現存する「慶応四年寺社御取調書上帳」も下館藩石
川氏治下のものであ
るため、天領であつ
た森屋村の寺社につ
いての記録はありま
せん。
ただ明治五年「大
念仏宗本末一流寺院
明細帳」に次の記録
が残されています。
堺県管轄河内国石
川郡森屋村
一、大念寺末寺 浄(常)念寺

【常念寺本堂】



【天理教守屋分教会】

当時無住
年歴開宗祖師開
山歴世等不詳
叙位任官等寺格
等無之
一、境内
反別三畝歩
但年貢地
此高三斗六升
一、檀家
八拾軒
現存の寺の什物

【常念寺の聖観音】

宝篋院塔に貞享三年(一六八六年)
宝歴六年(一七五六年)享保三年
(一七七八年)の銘がありその寺
歴がうかがわれます。
又境内地には東条川左岸(菊水
橋北端附近)にあった金毘羅社も
おまつりされています。

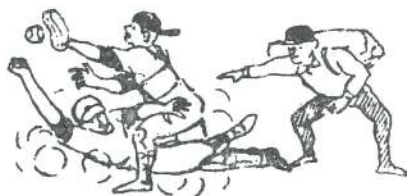
〈常念寺の観音さん〉

現在常念寺には本尊阿弥陀如来
はじめ、脇立観音・聖観世音菩薩
等諸仏がおまつりされています。
この聖観世音菩薩が、河内国名
所鑑(延宝七年一六七九年刊行
)に。
森屋村 常念寺聖観音 御長二尺四寸
と記されている観音(伝聖徳太
子作)さんです。
去る二月二十二日(回)常念寺を訪
れ、住職正野師の御案内により慈
愛あふれる温顔の観音尊像を拝し
ていますと
たのもしな
もりやに残す下露に
わきてそやどる
法の月影
の御詠歌が鈴の音の余韻とともに
に、ほの暗い堂宇の奥から聞えて
くるようでした。

千早赤阪村軟式野球大会

参加チーム募集

※日時 昭和56年4月26日(日)
5月3日(日)、10日(日)
※会場 村立中学校運動場
※参加資格 村内在住の勤者
※競技方法 一九八一年公認野球規則に準じて行ないトーナメント戦とする。
※参加申込 参加申し込みは大会事務局(村教育委員会)へ直接3月31日まで申し込んでください。
※主催 千早赤阪村・千早赤阪村体育連盟
※その他 本大会についてのお問合せは大会事務局へ。
電話二一〇〇八一



最低賃金を 守りましょう

(最低賃金はパートタイマー、アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。)

・人の和と、事業の繁栄は最低賃金から

・あなたの職場、わたしの職場、最賃守って明るい職場

※詳細についてのお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署か、または大阪労働基準局賃金課

(〇六一九四二一六二二一内線五一三九) へどうぞ。



ごはん料理 (その5)

素朴な味を一度楽し
みませんか。お子様と
一緒に焼きおむすび、
五平もちもどきを作っ
てみてはいかがですか
熱い番茶がよくあいま
す。

〈焼きおむすび〉

材料(四人前)
ごはん三カップ
種を抜いてちぎった
梅干し三個
みそ大さじ二
みりん大さじ一〜二
つけもの適宜

作り方

ごはんは、梅干しを
中央に入れて、適宜な
大きさにしかり握り

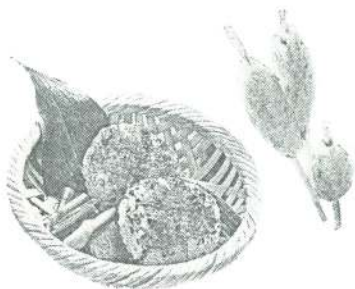
〈五平もちもどき〉

材料(四人前)
米二カップ、もち米一カップ
水 3 1/5 カップ
砂糖・しょうゆ各大さじ三
水どき片くり粉適量、割りばし

作り方

米ともち米を合わせて、たく一
時間前に洗い、水を加えて普通に
たき、十五分蒸らしてから、すり
こ木で半つきにします。水どき片
くり粉を手につけながら、割りば
しに棒状につけ、網でこんがりと

ます。焼き網を熱して油を薄く塗
り、弱火でおむすびを焼き、みり
んでゆるめたみそを塗ってあぶり
ます。ざる等にばらんと敷いて盛
りつけ、つけ物を添えます。



焼きます。しょうゆに砂糖を加え
て煮立て、水どき片くり粉でとろ
みをつけたたれを塗り、こんがり
とあぶって焼き上げます。
米消費拡大推進協議会

大阪の最低賃金

最低賃金の額		一般労働者 (日額)	時間給 労働者 (時間額)	備 考
最低賃金の種別				
大阪府(地域)最低賃金		2,991円	375円	
産 業 別	繊維産業最低賃金	3,050円 (3,000)	385円 (375)	中卒後1年以内に 雇入て、雇入 後1年未満の者 は()内の額
	機械・金属 製品等製造 業最低賃金	3,387円	425円	
	電気機械器具製 造業最低賃金	3,010円	380円	
別	卸売業 小売業 最低賃金	3,326円 3,185円	420円 400円	
	塗料製造業最低賃金	3,790円	475円	

口先三寸・悪横行 新手サギ師に ご用心

最近各地で、ニセ物の販売や、
暴力的(脅迫)言動を伴う物品販
売が発生しています。二河原辺、
桐山地区では高周波アンマ器的客
寄せと、契約解除の申入れには脅
迫的態度に一変する暴力集団のよ
うな販売方法を行っていています。他
方では全く無関係の社団法人農漁
村協会(東京)の名前を使用し、
額縁を言葉巧みに売りつけている
サギ師が横行しています。
このような場合は、相手の身分
証明書の提示と、その場で会社に
連絡して確認する等、うかつに話
にのらない工夫を考えましょう。
乗ってきた車のナンバー車種など
も必要です。
春先にかけて押売りや、サギ師
の活動する時期です。村民の皆さ

皆さんの声を お寄せください

観光課では、一般新聞及
び村広報の取材として、村
内での変わったこと、めず
らしいこと、また自らの体
験等を募集しています。
どんなことでも結構です
ので、観光課まで一報く
ださいますようお願い致し
ます。
自然休養村管理センター内
観光課 電話二一四四七

ん、甘い誘いにのらないことと、
スキをあてないことをよく念頭
において、見たら聞いたら一〇
番をよろしくお願いいたします。
駐在所